



兵庫地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

兵庫労働局一般公示第 15 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 4 項において準用する同法第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項において準用する同令第 3 条の規定に基づき、兵庫県塗料製造業最低賃金、兵庫県鉄鋼業最低賃金、兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金、兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金、兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金、兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金及び兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、兵庫県の区域内で塗料製造業、鉄鋼業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業及び自動車小売業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）は、下記「兵庫地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 5 年 7 月 14 日

兵庫労働局長 金 刺 義 行

記

兵庫地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、兵庫県の区域内で、塗料製造業、鉄鋼業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業及び自動車小売業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、兵庫県の区域内で、塗料製造業、鉄鋼業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機

械器具製造業及び自動車小売業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切期日

令和5年7月31日

(3) 推薦書の提出先

兵庫労働局労働基準部賃金室

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号

神戸クリスタルタワー16階